

改正案	現行
<p>(合併認可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条第二項に規定する合併総会（法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。）の議事録（法第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）第四十一条第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合における存続金融機関にあつては、取締役会又は理事会の議事録及び存続金融機関たる銀行が消滅金融機関の会員又は組合員に対して支払をする金額を定めた場合にあつては、最終の貸借対照表）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 法第十一条第一項の規定による公告及び催告（合併を行う金融機関が公告のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該金融機関にあつては、これらの公告）</p>	<p>(合併認可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百十三号。以下「令」という。）第二条に規定する内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八条第二項に規定する合併総会（法第七条第四項に規定する特定株主総会を含む。）の議事録（法第七条第二項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項の規定により法第七条第一項の承認を得ないで合併を行う場合における存続金融機関たる銀行にあつては、取締役会の議事録（消滅金融機関の会員又は組合員に対して支払をする金額を定めた場合にあつては、当該議事録））</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 法第十一条第一項の規定による公告及び催告（合併を行う銀行が公告のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該銀行にあつては、これらの公告）をしたこ</p>

をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五十四 (略)

十五 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十一条第一項の規定により、法第七条第一項の承認を経ないで合併を行う場合における存続金融機関にあつては、存続金融機関及び消滅金融機関の合併契約書作成の日における総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の数を証する書面及び最終の貸借対照表

十六 (略)

と並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

五十四 (同上)

(新設)

十五 (同上)